

平成23年9月12日
社会資本整備審議会産業分科会決定

<議決事項>

建設部会の設置について

建設業の改善に関する重要事項について専門的に調査審議するため、下記により社会資本整備審議会産業分科会に建設部会を設置する。

記

1. 社会資本整備審議会令(平成12年政令第299号)第7条第1項の規定により、社会資本整備審議会産業分科会に建設部会を置く。
2. 建設部会は、建設業の改善に関する重要事項について専門的に調査審議する。